久御山町集合住宅上下水道料金算定特例計算例

算定特例は、生計を別にしている2世帯以上が居住されている集合住宅が、町が設置している1つのメーターで水道を使用する場合に適用するもので、各戸のメーターをそれぞれ口径20㎜以下とみなし、使用水量を各戸が均等に使用したものとみなして料金計算します。（適用を希望される場合は、申請書を提出してください。）

通常計算と特例計算の比較例（2か月）

参考例　親メーターの口径　40㎜
　　使用水量（2か月）　800㎥
　　適用戸数　30戸

※ 表の計算は、あくまで一例です。算定特例は、使用水量が多い場合に有利な算定方法であり、親メーターの口径や使用水量、適用戸数によっては、かえって料金が高くなる場合がありますのでご注意ください。

通常計算

水道料金	基本料金					
	口径40㎜の基本料金					24,000円
	従量料金　使用水量 800㎥					
	◆1㎥～20㎥まで単価40円	20㎥	×	40円	＝	800円
	◆21㎥～40㎥まで単価145円	20㎥	×	145円	＝	2,900円
	◆41㎥～1,000㎥まで単価160円	760㎥	×	160円	＝	121,600円
					従量料金	125,300円
	水道料金（基本料金24,000円 ＋ 従量料金125,300円）		×	1.10	＝	**164,230円**
下水道使用料	基本使用料（基本水量20㎥まで）					1,716円
	超過使用料　超過汚水量 780㎥					
	◆21㎥～40㎥まで単価91円	20㎥	×	91円	＝	1,820円
	◆41㎥～60㎥まで単価145円	20㎥	×	96円	＝	1,920円
	◆61㎥～100㎥まで単価100円	40㎥	×	100円	＝	4,000円
	◆101㎥～200㎥まで単価105円	100㎥	×	105円	＝	10,500円
	◆201㎥～400㎥まで単価110円	200㎥	×	110円	＝	22,000円
	◆401㎥～1,000㎥まで単価124円	400㎥	×	124円	＝	49,600円
					超過使用料	89,840円
	下水道使用料（基本使用料1,716円 ＋ 超過使用料89,840円）		×	1.10	＝	**100,711円**
上下水道料金						**264,941円**

特例計算

水道料金	基本料金					
	2,000円（口径20㎜以下の基本料金） × 30戸（適用戸数）				＝	60,000円
	従量料金　使用水量 800㎥					
	◆1㎥～20㎥まで単価40円 20㎥ × 30戸 ＝ 600㎥	600㎥	×	40円	＝	24,000円
	◆21㎥～40㎥まで単価145円 20㎥ × 30戸 ＝ 600㎥	200㎥	×	145円	＝	29,000円
					従量料金	53,000円
	水道料金（基本料金60,000円 ＋ 従量料金53,000円）		×	1.10	＝	**124,300円**
下水道使用料	基本使用料（基本水量600㎥まで〈20㎥×30戸〉） 1,716円 × 30戸（適用戸数）				＝	51,480円
	超過使用料　超過汚水量 200㎥					
	◆21㎥～40㎥まで単価91円 20㎥ × 30戸 ＝ 600㎥	200㎥	×	91円	＝	18,200円
					超過使用料	18,200円
	下水道使用料（基本使用料51,480円 ＋ 超過使用料18,200円）		×	1.10	＝	**76,648円**
上下水道料金						**200,948円**